

# 参考資料

- 資料 1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- 資料 2 男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）
- 資料 3 男女共同参画基本計画（抄）（平成12年12月12日閣議決定）
- 資料 4 宮崎県男女共同参画推進会議規程（昭和53年12月27日訓令乙第9号）
- 資料 5 男女共同参画に関する国内外の動き

## 資料1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

採択：昭和54年12月18日（第34回国連総会）

発効：昭和56年9月3日

日本国署名：昭和55年7月17日

” 批准：昭和60年6月25日

” 効力発生：昭和60年7月25日

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

## 第1部

### 第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

### 第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

### 第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

### 第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

### 第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

### 第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a)あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b)政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c)自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

### 第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

### 第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に併合することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

### 第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b)同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c)すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d)奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e)継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f)女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g)スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h)家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

### 第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b)同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c)職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d)同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
  - (e)社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
  - (f)作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
- (a)妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
  - (b)給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
  - (c)親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
  - (d)妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

#### 第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

#### 第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a)家族給付についての権利
- (b)銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c)レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

#### 第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けられることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
- (a)すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
  - (b)適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
  - (c)社会保障制度から直接に利益を享受する権利
  - (d)技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
  - (e)経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
  - (f)あらゆる地域活動に参加する権利
  - (g)農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
  - (h)適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

## 第4部

### 第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

### 第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
  - (a) 婚姻をする同一の権利
  - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
  - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
  - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
  - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
  - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
  - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

## 第5部

### 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の過半数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

#### 第18条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
  - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
  - (b) その後少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

#### 第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

#### 第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

#### 第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

#### 第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

## 第6部

#### 第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

#### 第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

## 第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならないし、批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

## 第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要求することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

## 第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

## 第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

## 第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。



公布：平成11年 6月23日  
施行：平成11年 6月23日  
改正：平成11年 7月16日法律第102号  
平成11年12月22日法律第160号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条～第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### （男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

- 第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
  - 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

### (都道府県男女共同参画計画等)

- 第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
    - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
  - 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (施策の策定等に当たっての配慮)

- 第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

### (国民の理解を深めるための措置)

- 第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

### (苦情の処理等)

- 第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

### (調査研究)

- 第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

#### (国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

#### (設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

#### (所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

#### (組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

#### (議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

#### (議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
  - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
  - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。  
2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。  
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は廃止する。

## 附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 (施行の日 = 平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

## 附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

## 資料3 男女共同参画基本計画（平成12年12月12日閣議決定）

政府は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、男女共同参画基本計画を別添とおりに定める。

### 目次

#### 第1部 基本的考え方

- 1 男女共同参画社会基本法の制定までの経緯
  - (1)男女共同参画社会の実現に向けたこれまでの取組
  - (2)男女共同参画社会基本法の制定
- 2 男女共同参画基本計画の基本的考え方と構成
  - (1)男女共同参画基本計画の考え方
  - (2)男女共同参画基本計画の構成

#### 第2部 施策の基本的方向と具体的施策

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - (1)国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
    - ア 国の審議会等委員への女性の参画の促進
    - イ 女性国家公務員の採用・登用等の促進
  - (2)地方公共団体等における取組の支援、協力要請
    - ア 審議会等委員への女性の参画に関する取組の支援
    - イ 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等
  - (3)企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援
  - (4)調査の実施及び情報・資料の収集、提供
    - ア 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施
    - イ 女性の人材に関する情報の収集・整備・提供
    - ウ 政策・方針決定過程の透明性の確保
- 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識改革
  - (1)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
  - (2)国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
  - (3)法識字の強化及び相談の充実
  - (4)男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供
- 3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
  - (1)雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
    - ア 男女雇用機会均等法の履行確保
    - イ 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進
    - ウ 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討
  - (2)母性健康管理対策の推進
  - (3)女性の能力発揮促進のための援助
    - ア 在職中の女性に対する能力開発等の支援
    - イ 再就職に向けた支援
  - (4)多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備
    - ア パートタイム労働対策の総合的な推進
    - イ 労働者派遣事業に係る対策の推進
    - ウ 女性起業家、家族従業者等に対する支援
    - エ 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

- 4 農山漁村における男女共同参画の確立
  - (1)あらゆる場における意識と行動の変革
  - (2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
  - (3)女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
  - (4)女性が住みやすく活動しやすい環境づくり
  - (5)高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備
  
- 5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援
  - (1)多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
    - ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実
    - イ ひとり親家庭等に対する支援の充実
  - (2)仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備
    - ア 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進
    - イ 仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進・充実
    - ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等
    - エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
  - (3)家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進
    - ア 家庭生活への男女の共同参画の促進
    - イ 地域社会への男女の共同参画の促進
    - ウ 労働時間の短縮等就業条件の整備
  
- 6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備
  - (1)高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築
    - ア 介護保険制度の着実な実施
    - イ 高齢者保健福祉施策の推進
    - ウ 介護に係る人材の確保
  - (2)高齢期の所得保障
  - (3)高齢者の社会参画の促進
  - (4)障害のある者への配慮の重視
  - (5)高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備
  
- 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶
  - (1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり
    - ア 女性に対する暴力への社会的認識の徹底
    - イ 体制整備
    - ウ 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり
    - エ 女性に対する暴力に関する調査研究
  - (2)夫・パートナーからの暴力への対策の推進
    - ア 関係機関の取組及び連携の推進
    - イ 相談体制の充実
    - ウ 被害者の保護・自立支援
    - エ 暴力行為への厳正な対処等
  - (3)性犯罪への対策の推進
    - ア 性犯罪への厳正な対処
    - イ 被害者への配慮
  - (4)売買春への対策の推進
    - ア 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援
    - イ 児童買春に対する対策の推進
    - ウ 国際的動向への対応

- (5)セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
  - ア 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
  - イ 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進
- (6)ストーカー行為等への対策の推進
  - ア ストーカー行為への厳正な対処
  - イ 被害者の支援及び防犯対策

## 8 生涯を通じた女性の健康支援

- (1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透
- (2)生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進
  - ア 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
  - イ 妊娠・出産期における女性の健康支援
  - ウ 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援
- (3)女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進
  - ア HIV/エイズ、性感染症対策
  - イ 薬物乱用対策の推進

## 9 メディアにおける女性の人権の尊重

- (1)女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
  - ア メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進
  - イ インターネット等新たなメディアにおけるルールの確立に向けた検討
  - ウ メディア・リテラシーの向上
- (2)国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

## 10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- (1)男女平等を推進する教育・学習
  - ア 初等中等教育の充実
  - イ 高等教育の充実
  - ウ 社会教育の推進
  - エ 教育関係者の意識啓発
  - オ 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実
- (2)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
  - ア 生涯学習の推進
  - イ エンパワメントのための女性教育・学習活動の充実
  - ウ 進路・就職指導の充実

## 11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- (1)国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透
- (2)地球社会の「平等・開発・平和」への貢献
  - ア 国連の諸活動への協力
  - イ WID/ジェンダーの推進
  - ウ 女性の平和への貢献
  - エ 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
  - オ 国際交流・協力の推進

## 第3部 計画の推進

- 1 国内本部機構の組織・機能強化
  - (1)男女共同参画会議の機能発揮
  - (2)総合的な推進体制の整備・強化等
- 2 調査研究、情報の収集・整備・提供
- 3 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化



## 資料 4 宮崎県男女共同参画推進会議規程（昭和53年12月27日訓令乙第9号）

[沿革] 昭和54年5月1日訓令乙第7号、60年2月1日第1号、62年8月24日第11号、平成元年4月1日第3号、2年5月22日第3号、3年4月1日第4号、6年11月1日第3号、7年4月1日第7号、8年4月1日第3号、10年4月1日第5号、12年4月1日第3号、13年5月24日第4号改正

本 庁  
教育委員会事務局  
警 察 本 部

### （設置）

第1条 男女共同参画に関する施策について、関係部局の連絡調整を行い、その総合的運営を図るため、宮崎県男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について協議する。

- 一 男女共同参画に関する施策の総合的な企画及び推進に関すること。
- 二 関係部局の男女共同参画に関する事務の連絡調整に関すること。

### （組織）

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は副知事を、副会長は生活環境部長をもって充てる。
- 3 委員は、各部長（生活環境部長を除く。）、教育長及び警察本部長をもって充てる。

### （幹事会）

第4条 推進会議の事務を補助させるため、推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事で組織する。
- 3 幹事は、別表で掲げる者をもって充てる。

### （幹事会の会議）

第5条 第2条に規定する推進会議に付する事案は、幹事会の会議に付さなければならない。

- 2 幹事会の会議は、会長が招集する。この場合において、会長が必要と認めるときは、関係課長の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 幹事会の議事は、生活環境部次長（生活・自然保護担当）の職にある幹事が主宰し、その者に事故があるときは、女性青少年課長の職にある幹事が主宰する。

### （推進会議の会議）

第6条 前条の会議を経た事案のうち、会長が重要と認められた事案は、推進会議の会議に付されなければならない。

- 2 推進会議の会議は、会長が招集する。
- 3 推進会議の議事は、会長が主宰し、会長に事故があるときは、副会長が主宰する。

### （庶務）

第7条 推進会議の庶務は、女性青少年課において処理する。

### （委任）

第8条 この訓令で定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則  
 この訓令は、昭和53年12月27日から施行する。  
 附 則（昭和54年5月1日訓令乙第7号）  
 この訓令は、昭和54年5月1日から施行する。  
 附 則（昭和60年2月1日訓令乙第1号）  
 この訓令は、昭和60年2月1日から施行する。  
 附 則（昭和62年8月24日訓令乙第11号）  
 この訓令は、昭和62年8月24日から施行する。  
 附 則（平成元年4月1日訓令乙第3号）  
 この訓令は、平成元年4月1日から施行する。  
 附 則（平成2年5月22日訓令乙第3号）  
 この訓令は、平成2年5月22日から施行する。  
 附 則（平成3年4月1日訓令乙第4号）  
 この訓令は、平成3年4月1日から施行する。  
 附 則（平成6年11月1日訓令乙第3号）  
 この訓令は、平成6年11月1日から施行する。  
 附 則（平成7年4月1日訓令乙第7号）  
 この訓令は、平成7年4月1日から施行する。  
 附 則（平成8年4月1日訓令乙第3号）  
 この訓令は、平成8年4月1日から施行する。  
 附 則（平成10年4月1日訓令乙第5号）  
 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。  
 附 則（平成12年4月1日訓令乙第3号）  
 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。  
 附 則（平成13年5月24日訓令乙第4号）  
 この訓令は、平成13年5月24日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

別表

常任幹事	生活環境部次長（生活・自然保護担当）
幹 事	総 務 課 長 人 事 課 長 企 画 調 整 課 長 国 際 政 策 課 長 生 活 環 境 課 長 女 性 青 少 年 課 長 同 和 対 策 課 長 福 祉 保 健 課 長 社 会 援 護 課 長 高 齢 者 対 策 課 長 児 童 家 庭 課 長 保 健 薬 務 課 長 商 工 政 策 課 長 労 働 政 策 課 長 農 政 企 画 課 長 営 農 指 導 課 長 水 産 振 興 課 長 林 政 企 画 課 長 管 理 課 長 会 計 課 長 教育委員会事務局総務課長 " 学校教育課長 " 生涯学習課長 警察本部警務課長

## 資料5 男女共同参画に関する国内外の動き

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き	
1945年 (昭和20年)	国際連合創設	衆議院議員選挙法改正公布(初めて 婦人参政権実現)		
1946年 (昭和21年)	婦人の地位委員会設置	日本国憲法公布 戦後第1回衆議院選挙(初めて婦人参 政権行使)		
1948年 (昭和23年)	世界人権宣言採択			
1952年 (昭和27年)	婦人の参政権に関する条約採択			
1967年 (昭和42年)	婦人に対する差別撤廃宣言採択			
1972年 (昭和47年)	国連総会において1975年を国際婦 人年とすることを宣言			
1975年 (昭和50年)	国際婦人年 国際婦人年世界会議開催(メキシコ シティー) 「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 総理府婦人問題担当室業務開始 「女子教育職員、看護婦、保母等の育 児休業に関する法律」の成立(昭和 51年施行) 国際婦人年記念日本婦人問題会議の 開催		
国 連 婦 人 の 十 年 ( 1 9 7 6 ~ 1 9 8 0 年 )	1976年 (昭和51年)	ILO(国際労働機関)事務局に婦人労 働問題担当室設置	「民法等の一部を改正する法律」(離 婚復氏制度)の成立・施行	
	1977年 (昭和52年)		「国内行動計画」策定 国立婦人教育会館(現:国立女性教育 会館)開館 「国内行動計画前期重点目標」策定	
	1978年 (昭和53年)			宮崎県婦人関係行政連絡会議(現:宮 崎県男女共同参画推進会議)設置
	1979年 (昭和54年)	国連第34回総会「女子に対するあら ゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女 子差別撤廃条約)採択		県に青少年夫人課を設置し、婦人担 当を配置 「婦人に関する意識等基礎調査」実施
	1980年 (昭和55年)	「国連婦人の十年」中間年世界会議 開催(コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラ ム」採択	女子差別撤廃条約署名 配偶者の相続分アップを内容とする 改正民法成立(昭和56年施行)	宮崎県婦人問題懇話会(現:男女共同 参画推進懇話会)設置 「働く婦人の意識に関する調査」実施

年		世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
国連婦人の十年 (1976-1985年)	1981年 (昭和56年)	女子差別撤廃条約発効 ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	第三次総合長期計画に「婦人対策の推進」を加える 「家庭婦人の意識に関する調査」実施
	1982年 (昭和57年)			「婦人に関する施策の方向 - 婦人行動計画 - 」策定
	1984年 (昭和59年)	「国連婦人の十年」の成果を検討し評価するための世界会議のためのESCAP 地域政府間準備会議開催(東京)	アジア・太平洋地域婦人国際シンポジウム開催 「国籍法」の改正(父母両系主義の立場をとる、昭和60年施行)	
	1985年 (昭和60年)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議開催(ナイロビ) 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	生活保護基準額の男女差解消 「国民年金法」改正(女性の年金権の確立、昭和61年施行) 「男女雇用機会均等法」の公布(昭和61年施行) 「女子差別撤廃条約」の批准	
1986年 (昭和61年)		婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡充 婦人問題企画推進有識者会議開催		
1987年 (昭和62年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」策定	
1990年 (平成2年)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	「西暦2000年に向けての新国内行動計画」の見直し方針決定		
1991年 (平成3年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改定)」策定 「育児休業法」公布(平成4年施行)	第四次総合長期計画に「男女共同社会づくりの推進」を位置付ける 女性青少年課へ課名変更 みやざき女性交流活動センター設置	
1992年 (平成4年)	地球サミット(環境と開発に関する国連会議)開催(リオ・デ・ジャネイロ) 環境と開発に関するリオ宣言「アジェンダ21」採択		「女と男で進めるサンサンひむかプラン」策定	
1993年 (平成5年)	国連世界人権会議開催(ウィーン) 「ウィーン宣言及び行動計画」採択	「パートタイム労働法」公布、施行		
1994年 (平成6年)	「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議開催(ジャカルタ) 「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択 国際・人口開発会議開催(カイロ)	男女共同参画室設置 男女共同参画審議会設置(政令) 男女共同参画推進本部設置		
1995年 (平成7年)	国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 第4回世界女性会議開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化) ILO「家族的責任を有する男女労働者の機会均等及び待遇の均等に関する条約(156号)」を批准	「男女共同社会づくりのための調査」実施	

年	世界の動き	日本の動き	宮崎県の動き
1996年 (平成8年)		男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	
1997年 (平成9年)		男女共同参画審議会設置(法律) 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「ひむか女性プラン」策定
1999年 (平成11年)	ESCAP(国連アジア太平洋経済社会委員会)ハイレベル政府間会議開催(バンコク)	改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法の全面施行 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定) 男女共同参画審議会が「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	女性青少年課に女性政策監を設置
2000年 (平成12年)	国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」採択	「ストーカー規制法」公布・施行 「男女共同参画基本計画」策定 男女共同参画推進本部決定 ・「男女共同参画週間について」	「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」実施
2001年 (平成13年)		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行 第1回男女共同参画週間 男女共同参画推進本部決定 ・「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」 ・「女性に対する暴力をなくす運動」について 閣議決定 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」 「育児・介護休業法」改正	第五次総合長期計画に「男女共同参画社会づくり」を位置付ける 「女性政策監」を「男女共同参画監」に、「女性政策班」を「男女共同参画推進班」に改称 宮崎県男女共同参画センター設置
2002年 (平成14年)			「みやざき男女共同参画プラン」策定